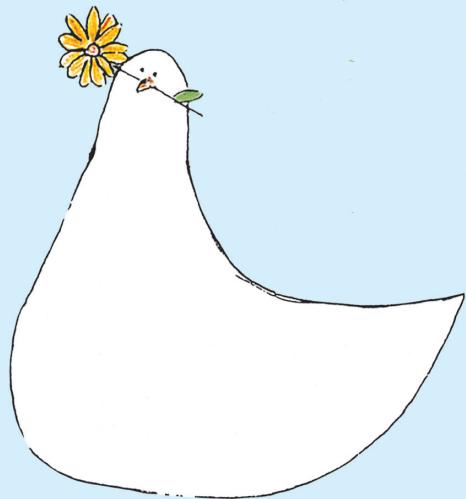


犯罪の被害にあわれた方へ

～ひとりで悩まないで相談を～



石川県けいさつ

表紙の絵は、犯罪の被害にあった女の子が、「被害にあわれた方に、なぐさめの気持ちを届けたい」という想いを、花一輪をくわえた鳥の絵に託して描いてくれたものです。

はじめに

犯罪の被害にあうと、自分がどうなったのか、どうしたらよいのかわからなくなることがあります。

いつもと身体の調子が違うけれど、大丈夫だろうかと不安になることがあるかもしれません。

また、捜査はどのように進んでいくのか、経済的に援助してもらえる制度はないのか、どこに相談すればいいのか、わからないことがたくさん出てくるかもしれません。

このパンフレットは、

- 被害にあったときのこころと身体の状態
- 捜査や裁判の手続
- 捜査に関して協力していただきたいこと
- 被害者等の方が利用できる制度
- 各種相談窓口

等についてお知らせするものです。

このパンフレットが少しでもあなたのお役に立つことができれば幸いです。

石川県けいさつ



このパンフレットでは、犯罪により被害にあわれた方やその家族、遺族の方を「被害者等」と記載しています。

≪ 目 次 ≫

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 こころと身体について | |
| (1) 被害後の心身の状態 | 1 |
| (2) 被害にあわれた方へ～被害後の過ごし方 | 3 |
| (3) 被害にあわれた方のご家族の方等へ | 5 |
| 警察のカウンセリングのご案内 | 7 |
| 2 刑事手続について | |
| (1) 犯人が成人の場合 | 9 |
| (2) 犯人が14歳以上20歳未満の場合 | 10 |
| (3) 犯人が14歳未満の場合 | 11 |
| 3 捜査へのご協力のお願い | |
| (1) 事情聴取 | 14 |
| (2) 証拠品の提出 | 14 |
| (3) 実況見分等への立会い | 15 |
| (4) 裁判での証言（証人尋問） | 15 |
| 4 司法手続における被害者支援 | |
| (1) 警察における支援 | 16 |
| (2) 檢察庁等における支援 | 17 |
| (3) 少年審判手続における支援 | 21 |
| (4) 保護観察所における支援 | 23 |
| (5) 檢察審査会における支援 | 24 |
| 5 経済、福祉に関する支援制度 | |
| (1) 犯罪被害給付制度 | 25 |
| (2) 民事上の損害賠償請求制度 | 26 |
| (3) 金沢弁護士会、法テラスによる支援 | 27 |
| (4) 税制・住居・福祉 | 30 |
| (5) (公社)石川被害者サポートセンターなど民間の支援機関 | 32 |
| 6 各種相談機関・窓口 | |
| (1) 警察における相談窓口 | 33 |
| (2) 警察以外の相談機関 | 35 |
| ○ 各種相談窓口 | 35 |
| ○ 県・市・町の被害者支援窓口 | 38 |

1 こころと身体について

(1) 被害後の心身の状態

犯罪の被害にあうと、次のような状態になることがあります。

しかし、それは異常なことではなく、大きなショックの後では誰にでも起こりうることです。

身体

- ・眠れない
- ・事件のことを何度も夢にみる
- ・食欲がない
- ・頭痛がする
- ・疲れやすい

感情

- ・不安でたまらない
- ・事件を思い出して怖くなる
- ・怒りがこみ上げてくる
- ・イライラする
- ・何もやる気がしない
- ・物事に集中できない
- ・自分を責めてしまう
- ・どうして私が被害にあわなければならなかつたのかと思う
- ・人が信じられない
- ・誰も自分のことをわかってくれないと思う
- ・「楽しい」とか「悲しい」などの感情がわからない



感覚

- ボーッとする
- ちょっとした物音にもびっくりする
- 暑さ、寒さ、痛みを感じない
- 事件が現実に起こったことだとは思えない

記憶

- 事件のことが突然、よみがえる
- 事件当時の記憶がない
- 覚えていないことを思い出そうとすると、パニックになる
- 記憶力や判断力がなくなる

行動

- ひとりで外出できない
- 人と会ったり話したりすることがおっくうになる
- 事件を思い出すようなことを避ける
- 酒やたばこの量が増える
- 生活が不規則になる

これらの症状は、時間とともに回復しますが、回復にかかる時間は人によって異なります。ときには精神疾患（P T S D等）に移行することもあります。

P T S D（心的外傷後ストレス障害 Posttraumatic Stress Disorder）とは、自分が何とかやりこなせる範囲を超えた強烈なショックを受けたときに起こる精神状態に関する障害名で、主な症状は前述のとおりです。



(2) 被害にあわれた方へ～被害後の過ごし方

身体について心配なことがあるときは病院に行きましょう

眠れないなど体調がすぐれなかつたり、また、妊娠や性病の心配があるときは、医療機関に行きましょう。

学校に通っている人は、学校の養護教諭、スクールカウンセラーに相談するのもよいでしょう。

泣きたいときは泣いていいのです

悲しいとき、泣きたいときには我慢することなく思いっきり泣きましょう。

自分の感情を素直に表現することは、心の回復につながっていきます。

自分を責めないでください

「被害にあったのに、辛さや悲しさを感じない自分を責めていませんか？」

辛さや悲しさを感じないのは、大きなショックからあなたを守るために、感情がまひしているためです。決してあなたが冷淡なわけではありません。

「誰かを恨んだり、憎しみを持ったりする自分は嫌な人間だと感じていませんか？」

恨んだり、憎んだり、悲しくなったりするのは当たり前のことです。そう感じる自分を責める必要はありません。

「私があんなことをしなければ被害に遭わなかつたのに、と自分のせいにしていませんか？」

あなたがそのとき何をしていたとしても、あなたが「被害

にあっても仕方がない」ということではありません。

自分が安心だと思える人に話をしましょう

自分の気持ちを信頼できる人にわかってもらいましょう。

カウンセリング等の専門の相談機関で話を聴いてもらうのもいいでしょう。

被害のことを何度も話すことで、少しずつ心の痛みは薄れていくものです。

ゆったりと過ごしましょう

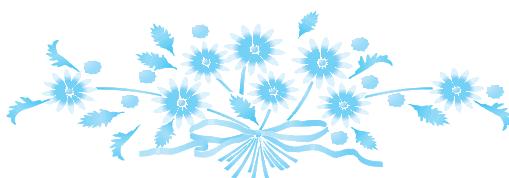
いつも通りにできなくても、無理をせず、できるだけゆったりと過ごしましょう。好きな音楽を聴いたり、好きな景色を見たり、自分が落ち着ける状態を作つてみましょう。

自分の生活を取り戻しましょう

気持ちが落ち着いてきたら、少しずついつもの生活リズムを取り戻しましょう。食事、入浴等、今まで普通にやってきたことを無理のない範囲でやってみてください。そうすることによって、心も身体も落ち着きを取り戻してきます。

落ち着きを取り戻していないときは、大きな判断をしない方がいいでしょう。

(無理をせず、自分ができると思えることからやってみましょう。)



(3) 被害にあわれた方のご家族の方等へ

ア 被害者への接し方

《無理をさせないようにしましょう》

被害にあったことを無理に聞き出さないでください。

《耳を傾けましょう》

被害者から話を始めたときには、穏やかに聴いてください。そして被害者が表すいろいろな感情をそのまま受けとめてください。そして時間がかかるかもしれません、被害者の話すペースにあわせて聴いてください。

《無理に元気づけないようにしましょう》

被害者は「頑張って」「これからいいことがあるよ」「そのうち忘れるから」という励ましの言葉さえ辛く感じます。善意の言葉でも、相手を傷つけてしまうことがあります。

《被害者の決めたことを支えましょう》

被害者がこれからどうするか、例えば、訴えるかどうかについては、まわりの人ではなく、時間がかかっても本人が自分の意志で決めるように支えてください。

《被害者を孤立させないようにしましょう》

できるだけ被害者を一人にしないようにしましょう。穏やかな雰囲気で一緒に過ごしたり、再び被害にあわないよう防犯対策をするなど、被害者が安心して日常生活を送ることができるよう支えてください。

被害者から「一人にさせて」と言わされたときは、被害者の安全が保障される状態であれば、被害者の意思を尊重し

ましょう。ただし、本人の負担にならない程度に時々声をかけてください。

被害者のまわりにいる人自身がストレスを感じたときにも、決して一人で悩まず、信頼できる人に話を聴いてもらいましょう。被害者を支える人の心にもゆとりが必要です。

被害者本人も、まわりの人も、「自分を責めない」「頑張り過ぎない」「無理をしない」「ゆっくりする」ことが大切です。

イ 子どもの被害者への接し方

《被害にあった子どもの症状》

- 怒ったり、泣きわめいたり、落ち着かなくなる。
- 夜尿をする、一人で寝られない、一人でトイレに行けないなどの甘えが強くなる。
- 嫌な夢を見る。
- まとまりのない話や奇妙な作り話をしたりする。
- 遊びの中で、被害を再現する。
- （性被害にあった場合）性的な行動について話すようになったり、性について関心を持ち始める。

《子どもへの接し方のポイント》

- 子どもの言うことを信じる。
- できる限りいつも通りに接する。
- 子どもを叱らない。
- 子どもの話をゆっくり聞く。
- 子どもを問い合わせない。
- 子どもに寄り添って十分に安心させる。



警察のカウンセリングのご案内

辛い気持ちをひとりで抱えていませんか？

カウンセリングではあなたの思ったこと、感じたことを安心して話してください。

話したくないことは話さなくてもかまいません。

カウンセラーはあなたの気持ちを受けとめながら、あなたの心の回復のためにはどうしたらいいか、あなたと一緒に考えていきます。

カウンセリングは無料です。

秘密は厳守します。

時間や場所については、あなたのご希望をお聞かせください。

警察のカウンセラーはカウンセリング以外にも、実況見分の付添い等も行いますので、お気軽にご相談ください。

カウンセリングを希望される方は、担当の捜査員に申し出るか、次ページの「性被害 110 番」をご利用ください（性犯罪被害以外の被害相談も受け付けています。）。



性被害 110 番

[相談電話] # 8103 ハートさん [全国共通ダイヤル]

(0120) 010-783

(076) 225-0281



- ご相談の際は、上記いずれかの電話番号をご利用ください。いずれも同じ相談窓口につながります。
- 「# 8103」は、電話をかけた場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
- #から始まる電話番号は、ダイヤル回線、一部のIP電話（※）からはつながりませんので、ご了承ください。

[受付時間] 月～金 9:00～17:45

（夜間休日は当直警察官が対応）

（※）IP電話：インターネット回線に接続した電話



カウンセリング等公費負担制度

被害者等の方が医療機関でカウンセリング等を受ける場合、その費用を公費負担する制度があります。詳しくは、担当の捜査員、又は「性被害 110 番」にお問い合わせください。

2 刑事手続について

(1) 犯人が成人の場合 (P12 《刑事手続の流れ図》参照)

ア 捜査

犯罪が発生すると、通常は警察が捜査をし、証拠に基づいて犯人（被疑者）を逮捕し、必要な場合には逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察庁に送ります（送致）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（勾留）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されます。被疑者が勾留されている間も、警察は捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合等には、警察は、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察庁に送ります。

イ 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といい、起訴された被疑者を「被告人」といいます。

《起訴》

- ・公判請求：公開の法廷での裁判を請求する場合
- ・略式命令請求：一定の軽微な犯罪について書面審理を請求する場合

《不起訴》

- ・嫌疑不十分：犯罪を立証する証拠が不十分な場合

- ・起訴猶予：証拠が十分でも、被疑者の性格、犯罪の輕重、情状等を考慮して、起訴を必要としないと判断した場合
- ・心神喪失：被疑者が精神の障害により善惡の判断ができず、責任能力が認められない場合

ウ 公判

被疑者が起訴されると、公開した法廷で、刑事事件の裁判（公判）が行われ、判決が下されます。

検察官や被告人が、第一審の判決の内容に不服がある場合は、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることができます（控訴）。



(2) 犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合

(P13 《少年事件手続の流れ図》 参照)

ア 捜査等

警察では、14 歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪の場合は、検察庁に事件を送ります（送致）。送致を受けた検察官は、取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪の場合は、警察から家庭裁判所に事件を送ります。

特定少年（18 歳、19 歳の少年）については、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合であっても、警察から検察庁に事件を送ります。

イ 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

少年が十分改心し、審判の必要がないと判断された場合は、その時点で終了します（審判不開始）。

他方、裁判官が直接審理することが必要であると認めた場合は、非公開で審判を行います。審判では、保護処分（少年院送致や保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認めた場合は、不処分の決定を行います。

なお、凶悪な犯罪の場合等、刑事処分にすべきであると認めた場合には、事件を検察庁へ送り返します（逆送）。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

(3) 犯人が14歳未満の場合

(P13 《少年事件手続の流れ図》参照)

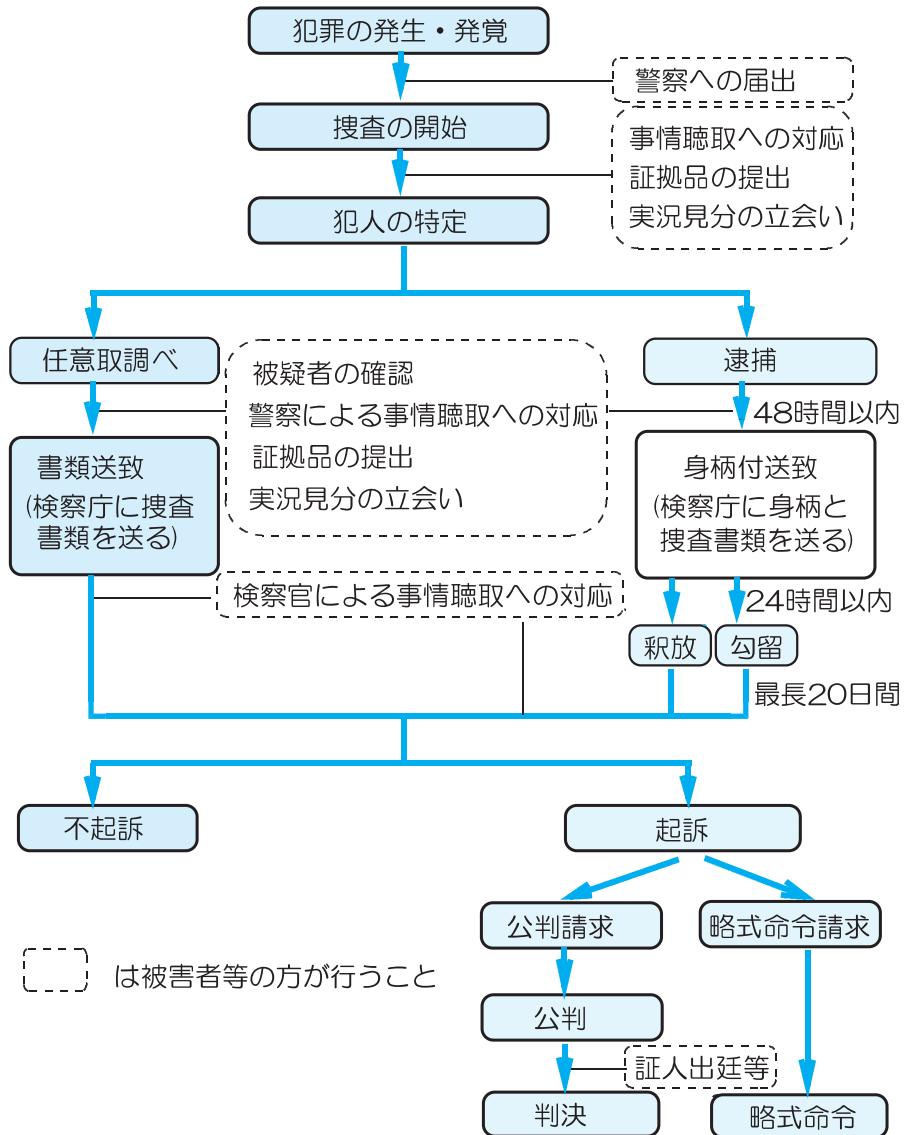
ア 調査

警察では、14歳未満の少年を罰することができないので、必要な調査を行った後、児童相談所に知らせる（通告）か、事件として送ります（送致）。

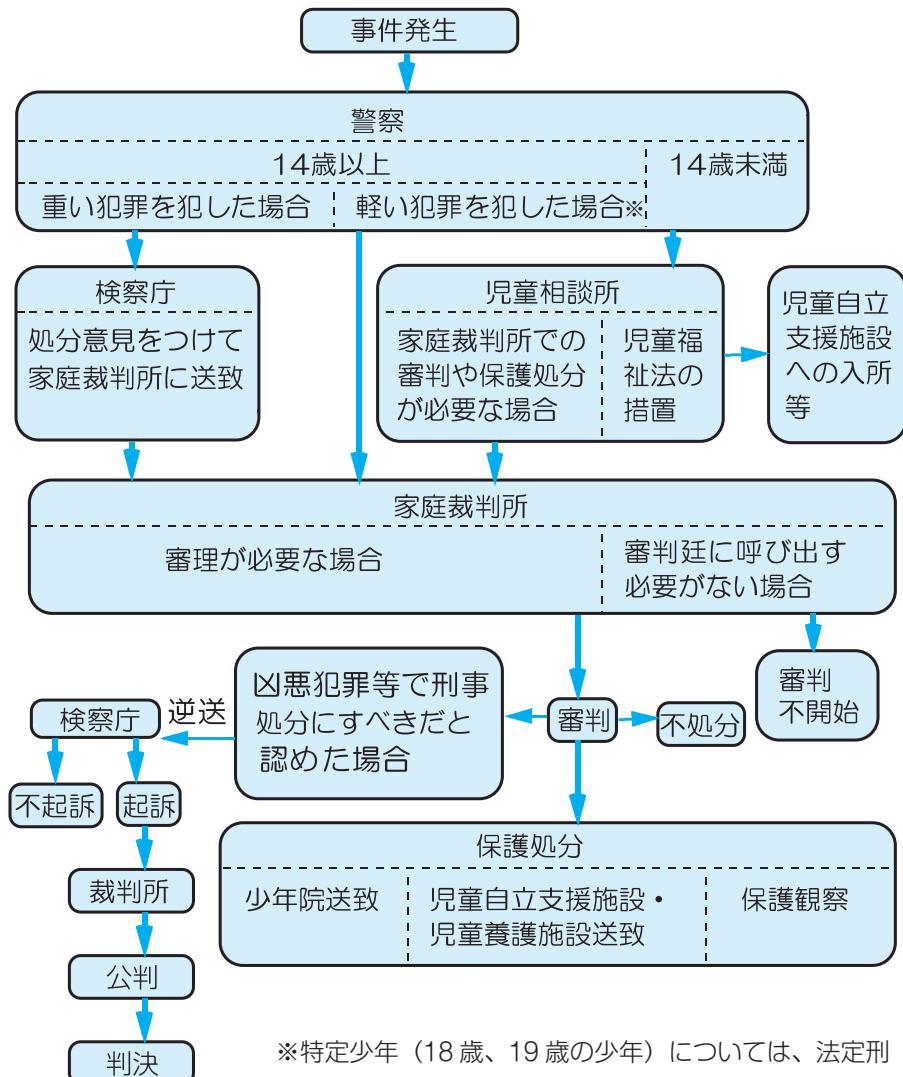
イ 児童相談所における措置

通告又は送致を受けた児童相談所では、少年と保護者に対し指導を行い、必要と判断されれば児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、継続的に相談を受けます。また、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります（送致）。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

《刑事手続の流れ図》



《少年事件手続の流れ図》



3 捜査へのご協力のお願い

(1) 事情聴取

捜査員が、犯行の状況や犯人の様子等について、詳しくお聴きします。思い出したくない、言いたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするために必要なことですので、ご協力ををお願いします。

また、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聴かれことがあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのかと思われるかもしれません、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですので、ご理解ください。



(2) 証拠品の提出

被害者の方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。

かんぶ
還付

証拠品については、保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しします。

かりかんぶ
仮還付

証拠品をまだ保管する必要がある段階でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります。

しょゆうけんほうき
所有権放棄

証拠品について所有者が返却の必要がないと思われる場合は、提出時に「**所有権放棄**」の手続をしていただき、証拠品として保管の必要がなくなった時に処分します。

(3) 実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官が犯罪の現場等について確認する（実況見分）際に立会いをしていただくことがあります。

(4) 裁判での証言（証人尋問）

被害者等の方には、犯罪の立証のため、公判で証言していくことがあります。その際、被害者等の方に、次のことが認められる場合があります。

- 裁判所が認める適当な人に付添いをしてもらうこと
- 被害者等の方の姿が、被告人や傍聴人から見えないようにするための遮へい措置
- 法廷ではなく、別室からビデオモニターを通じて証言すること（ビデオリンク方式）



4 司法手続における被害者支援

(1) 警察における支援

ア 被害者連絡制度

警察では、殺人、強制性交等の身体犯、ひき逃げ事件、交通事故等の被害者等の方に対して、捜査に支障のない範囲で、次の事項を連絡します。ただし、被疑者が少年の場合には、連絡内容に若干の違いがあります。

なお、事件のことを思い出したくないなどの理由で、知らせて欲しくない場合は、捜査員にその旨をお知らせください。

(ア) 捜査状況

(イ) 被疑者の検挙状況や人定等

(ウ) 逮捕被疑者の処分状況（逮捕後、勾留された事件について、送致先の検察庁の名称、起訴・不起訴等の結果、公訴を提起した裁判所の名称等）

イ 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、再び、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合、「再被害防止対象者」と指定して、重点的な防犯指導や警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止のために必要と認められる場合には、加害者の釈放等に関する情報等を提供します。

また、加害者が暴力団員等で、これら暴力団等からの仕返しのおそれがある場合には、被害者等を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施します。

(2) 檢察庁等における支援

ア 檢察庁の被害者支援員制度

検察庁の被害者支援員の主な役割は次のとおりです。

- 被害者等の方からの相談への対応
- 法廷への案内、付添い
- 事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の援助
- 関係機関や団体等の紹介

イ 被害者等通知制度

検察庁では、被害者等の方に対し、その方の希望に応じ、次のような事項を通知します。

- (ア) 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- (イ) 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- (ウ) 裁判結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- (エ) 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- (オ) 有罪裁判確定後の犯人に関する事項
- 収容されている刑務所の名称・所在地
 - 刑務所から釈放される予定（満期出所予定）の年月
 - 実刑中の刑務所における処遇状況（おおむね6か月ごと）
 - 刑務所から釈放（満期釈放・仮釈放）された年月日
 - 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
 - 仮釈放審理を開始した年月日
 - 仮釈放を許す旨の決定をした年月日
 - 保護観察開始年月日や保護観察終了予定年月日
 - 保護観察中の処遇状況（おおむね6か月ごと）
 - 保護観察終了年月日
- (カ) 死刑を執行した事実

また、被害者等の方が再び被害にあわないように転居、その他犯人との接触を避けるため、特に通知を希望する場合で、検察官が認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定時期や釈放後の住所地が通知されることがあります。

【申出先】 検察庁

ウ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分又は無罪となった場合等には、その精神症状を改善し、社会復帰を促進するため、検察官は適切な処遇の決定を求めて、地方裁判所に申立てをします。

地方裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、入院や通院の決定又は医療を行わない旨の決定等をします。

被害者等の方は、申出により、審判の傍聴や審判結果の通知を受けることができます。

【申出先】 地方裁判所

エ 裁判で利用できる制度

被害者等の方の申出により、次のようなことができる場合がありますので、検察庁又は裁判所にお問い合わせください。

- (ア) 公開の法廷で、性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしないこと。
 - (イ) 優先的に公判を傍聴すること。
 - (ウ) 冒頭陳述実施後にその要旨を書面で受け取ること。
 - (エ) 刑事事件が裁判所で審理されている間に公判記録の閲覧、コピーをすること（閲覧、コピーを求める正当な理由がない場合及び相当でないと認められる場合を除く。）。

(オ) 被害にあわれた事件と同種の犯罪行為に係るその被告人の刑事事件について、損害賠償請求の必要があり、相当と認められる場合に、公判中の記録を閲覧・コピーすること。

(カ) 法廷で、犯罪被害に関する心情や意見を述べること。

(キ) **被害者参加制度**

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制性交等、強制わいせつ、過失運転致死傷等の事件の被害者等の方は、裁判所の許可を得た上で、「被害者参加人」として、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、

- 公判期日に、法廷で検察官席の隣等に着席し、裁判に出席すること
- 証拠調べの請求や論告・求刑等の検察官の訴訟活動に関して、意見を述べたり、説明を求めるこ
- 証人を尋問すること（必要性が認められる場合に限る）
- 被告人に質問すること（同上）
- 事実や法律の適用について、法廷で意見を述べることです。被害者参加人は、被害者参加に際して弁護士に委託して援助を受けることもできます。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に對し、出廷時の交通費や日当等を国が支給する制度があります（傍聴席で傍聴される場合を除く。）。

(ク) **国選弁護制度**

被害者参加人の資力（現金、預金等の合計額）から、犯罪行為を原因として、弁護士の選定請求の日から6か月以内に支出することが見込まれる治療費等を差し引いた額が200万円未満である場合、裁判所に対し、法テラスを経由して被害者参加弁護士の選定を請求できます。

【申出先】 法テラス（P28 参照）

(ケ) 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件等の被害者等の方は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。(手数料 2,000 円)

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として 4 回以内で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定します。

なお、4 回以内で終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあった場合は、通常の民事訴訟手続に移行します。

(コ) 刑事和解

損害賠償請求は、通常、刑事手続とは別に民事手続として被害者等の方が申立て等を行う必要があります。

しかし、裁判外で、損害賠償請求について和解（示談）が成立した場合には、事件を審理している刑事の裁判所に申し立てると、裁判所においてその合意内容を公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書には、民事裁判で裁判上の和解ができたのと同じ効力が与えられます。

こうすることで、被告人が和解（示談）した約束を守らずにお金を支払わない場合には、被害者等の方は、民事の裁判を起こさなくても、この公判調書を利用して強制執行の手続をとることができます。

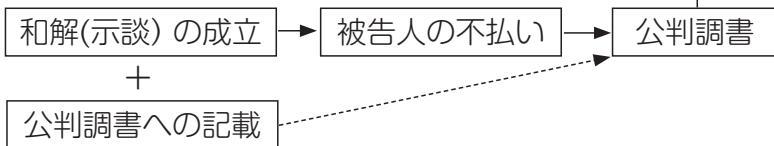
なお、一定の重大犯罪については、前記（ケ）の「損害賠償命令制度」を利用し、負担軽減できる場合があります。

[強制執行を行う場合の流れ]

- 刑事和解の制度を利用しない場合



- 刑事和解の制度を利用した場合



(3) 少年審判手続における支援

被害者等の方からの申出により、ア～カの制度が利用できます。

ア 少年事件の記録の閲覧・コピー

少年事件記録について、審判開始の決定後、閲覧・コピーをすること（正当な理由がない場合や、相当と認められない場合を除く。）。

イ 被害者等の意見聴取

被害者等の方の気持ちや意見を家庭裁判所の裁判官や調査官に対して述べること。

ウ 少年審判の傍聴

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷等の被害者等の方で（傷害の場合は生命に重大な危険を生じさせた場合に限る。）、相当と認められる場合、少年審判を傍聴すること（12歳未満の触法少年に係る事件は除く。）。

工 審判状況の説明

相当と認められる場合、家庭裁判所から、審判の状況について説明を受けること。

才 審判結果等通知制度

通知することにより少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、家庭裁判所から、次のようなことが通知されます。

- ・ 少年及びその法定代理人（親権者等）の氏名及び住居
- ・ 処分決定の年月日、決定の主文（処分の内容）、決定理由の要旨

カ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

次のようなことなどが通知されます。

- ・ 収容先の少年院の名称・所在地、入院年月日
- ・ 少年院における教育状況（おおむね6ヶ月ごと）
- ・ 少年院を出院した年月日
- ・ 仮退院審理を開始した年月日
- ・ 仮退院を許す旨の決定をした年月日
- ・ 保護観察開始の年月日や保護観察終了予定年月日
- ・ 保護観察中の処遇状況（おおむね6ヶ月ごと）
- ・ 保護観察が終了した年月日

【申出先】 ア～才の制度 家庭裁判所

力の制度 少年院送致の場合 … 少年鑑別所
保護観察の場合 …… 保護観察所

(4) 保護観察所における支援

ア 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や心情を述べることができます。聴取したご意見等は、仮釈放・仮退院を許すか否かを判断する際に考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合に、加害者が特別に遵守すべき事項を決定する際などに考慮されます。

なお、制度を利用できる期間は、加害者の仮釈放、仮退院の審理が行われている間に限られます。

イ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所は、被害者等の方から、現在の心情や置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関するご意見を聴取し、これを加害者に伝え、反省や悔悟の情を深めるよう指導監督を行います。

ウ 医療観察制度における情報提供

医療監察制度とは、心神喪失又は心神耗弱の状態で、殺人等の重大な他害行為を行った人の社会復帰の促進を目的とした制度です。保護観察所は、被害者等の方の申出に応じ、次のようなことなどを通知します。

- 加害者の氏名
- 加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）及びその開始又は終了年月日

- 加害者の事件が係属している（していた）保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- 地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況（直近6か月間における面接等の回数）

(5) 検察審査会における支援

検察審査会は、被害者等の方から、検察官の不起訴処分を不服とした申立てを受けた場合、審査を行い、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当の議決を行います。起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた場合には、検察庁は再度捜査を行います。検察審査会が起訴相当の議決を行った後、検察官が再度捜査した結果、不起訴処分としたときは、検察審査会は再審査を行い、起訴すべき旨の議決を行うことができます。その場合は、裁判所が指定した弁護士が事件を起訴して、裁判でも検察官の役割をします。なお、検察審査会への審査の申立てや相談は無料です。

検察審査会は、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。



5 経済、福祉に関する支援制度

(1) 犯罪被害給付制度

ア 概要

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族や重傷病を負われたり、障害が残った被害者の方が、公的救済や加害者からの十分な損害賠償を受けられなかった場合等において、国が一時金として給付金（非課税）を支給する制度です。

イ 種類と受給対象者

《遺族給付金》

遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）

《重傷病給付金》

療養1か月以上、かつ3日以上の入院を要する重傷病又は療養1か月以上、かつ3日以上労務に服することができない程度のP T S D等の精神疾患を負った被害者の方

《障害給付金》

障害（障害等級第1級～第14級）が残った被害者の方

原因となった犯罪行為が行われた際、日本国籍を有せず、かつ日本国内に住所を有しない方は対象となりません。

ウ 支給制限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 犯罪被害の原因が被害者にもあるとき

- 労災補償や加害者から損害賠償を受けたときなどの事情がある場合は、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

工 申請期限

「犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき」又は「当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したとき」は申請できません。

才 申請手続

申請先は申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会ですが、受付等の手續は警察署又は警察本部で行います。

【問合せ先】 警察署・警察本部県民支援相談課被害者支援室



(2) 民事上の損害賠償請求制度

被害者等の方が、損害賠償について、加害者等と話合いがつかず、民事上の請求をしようとする場合、刑事裁判とは別に、民事訴訟の提起等が必要です。

(P20 「(ケ) 損害賠償命令制度」・「(コ) 刑事和解」・P27 「(3) 金沢弁護士会、法テラスによる支援」参照)

指定暴力団による不法行為については、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動等に際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うことになっています。例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害にあった
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断った

ために、暴力行為を受けたなどについて損害賠償請求を行う際、被害者側の立証負担が軽減されます。

【問合せ先】 警察本部・弁護士会・暴力追放運動推進センター

(3) 金沢弁護士会、法テラス（日本司法支援センター）による支援

ア 金沢弁護士会の被害者支援（P19・28 参照）

金沢弁護士会の「犯罪被害者支援法律相談」では、被害者支援に精通した弁護士が、電話又は面接により相談を受けます（初回無料）。（※ P28 参照）

（ア）申込者が性犯罪等の被害者の方で、女性弁護士を希望する場合は女性弁護士が対応します。

（イ）正式受任した場合、次のようなことができます（有料）。

- 刑事告訴、被害届の代理
- 警察署、検察庁への付添いや問合せ、要望の伝達
- 示談交渉等、加害者側との対応窓口になること
- 法廷傍聴の付添いや裁判での意見陳述の補助
- マスコミ取材への対応
- 損害賠償請求訴訟

（ウ）犯罪被害者法律援助制度を利用すれば、経済的に余裕がない方で一定の要件を充たす方は、原則として経済的負担なく弁護士の法的支援が受けられます。

ただし、事件処理の結果、申込者が相手方から経済的利益を得た場合は、一定額を返還する必要が生じる場合があります。



イ 法テラスの被害者支援 (P19 参照)

- 法制度等の情報提供や弁護士・関係機関等の紹介
- 被害者参加制度における国選被害者参加弁護士の選定
- 低所得者の方に対する民事法律扶助

《法律相談》

祝日・年末年始は休み

| 名称・設置場所 | 電話番号 | 受付日時 | 対象 | 備考 |
|--|--------------------------|----------------------|-------|-----------------------------|
| 金沢弁護士会 (金沢市丸の内 7-36) 犯罪被害者支援法律相談 | 要予約 (076) 221-0242 | 月～金 9:00～17:00 | 犯罪被害者 | 電話・面接相談とも初回無料 それ以降は有料 |
| 金沢法律相談センター (金沢弁護士会) | 月～金 9:00 ～17:00 | 月～金 13:00～15:30 | | 面談(30分)は 5,500円(税込) ※ |
| 小松法律相談センター (小松商工会議所) | | 木 13:00～15:50 | | 面談(30分)は 5,500円(税込) ※ |
| 七尾法律相談センター (七尾パトリア) | | 木 13:30～16:20 | 一般 | 借金の相談は 初回無料 |
| 能登法律相談センター (珠洲市産業センター) | | 原則第1金 13:30～16:20 | | |
| 能登法律相談センター (能登町役場) | | 原則第4金 13:30～16:20 | | 面談無料 |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|-----------|--|
| 日本司法支援センター (法テラス) | (0570) 078-374 IP 電話 からは (03) 6745-5600 | 月～金 9:00～21:00 | 一般 | • 情報提供 • 民事法律扶助 |
| 犯罪被害者支援ダイヤル | (0120) 079-714 IP 電話 からは (03) 6745-5601 | 土 9:00～17:00 | 犯罪被害者 | • 情報提供 • 被害者支援に精通した弁護士の紹介 • 弁護士費用等の援助制度 |
| 法テラス石川 (金沢市丸の内 7-36) | (050) 3383-5477 | 月～金 9:00～17:00 | 一般 | |
| 法テラス石川 無料法律相談 | (0570) 078-349 | 火・木 (毎週) 月 (月 2 回) (要予約) 10:00～12:00 | 収入が一定以下の方 | • 面談 (30 分) • 同一案件につき 1 人 3 回まで • 民事法律相談のみ |

※ 低所得者の方は、法テラスの民事法律扶助制度による無料相談を利用できることがあります。



(4) 税制・住居・福祉

ア 税制

医療費を支払った方、身体に障害を負った方、又は、配偶者と死別した方等には、「所得控除」が認められる場合があります。

【問合せ先】 住所地の税務署

イ 公営住宅への優先入居

犯罪行為等により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、県公営住宅の入居抽選の際、当選確率を「一般世帯」の2倍にします。

市町の公営住宅については、市町の条例によります。

【問合せ先】 石川県建築住宅課 (076)225－1776

ウ 福祉

(ア) 経済的に困窮している人に対して、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の制度があります。

【問合せ先】 住所地の市役所・町役場、各地区福祉事務所

(イ) 低所得世帯に対して、生活福祉資金の制度があります。

【問合せ先】 各市町の社会福祉協議会

エ (公財)犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等のうち、学資の支弁が困難な方に対して、奨学金の給与を行います。

【電話番号】 (03)5226－1020

才 北陸交通災害等遺児をはげます会

交通事故、災害、犯罪被害による遺児で経済的支援が必要な方（石川県在住）に、入学祝い金等を支給します。

【電話番号】 (076)262－8111（内653）

力 日本財団「まごころ奨学金」

保護者又は本人が、犯罪（単独事故以外の交通事故含む）に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校・専修学校（専門課程・高等課程）・特別支援学校高等部・高等専門学校・短大・大学・大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に奨学金を給付します。

【電話番号】 (03) 6229－5111

キ 市町による見舞金

石川県内の全ての市町は、犯罪被害者等の方に対する見舞金支給制度を設けています。

【問合せ先】 該当自治体の被害者支援窓口（P38）

メモ

(5) (公社)石川被害者サポートセンターなど民間の支援機関

ア 石川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 石川被害者サポートセンター

《主な支援内容》

- 電話・面接相談（面接は要予約）
- 弁護士による法律相談（要予約・1回無料）
- 臨床心理士等による心理相談（要予約・1回無料）
- 警察・検察庁・病院等への付添い
- 裁判所の公判付添い、代理傍聴
- （公社）全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の制度等の紹介、手続支援
- 交通事故被害者等の自助グループ「でんでん虫の会」の活動支援

※ 当センター及び金沢弁護士会は、被害者等の方の同意の上で、警察から直接、被害の概要等の情報を受理することにより、早期に支援できる体制を整えています。

《相談電話》 (076) 226－7830 相談無料・秘密厳守

《受付日時》 月～金 10：00～16：00

【問合せ先】(公社)石川被害者サポートセンター

警察本部県民支援相談課被害者支援室

イ (公財)石川県暴力追放運動推進センター

《主な支援内容》

- 電話・面接相談
- 暴力団犯罪被害者への見舞金支給
- 暴力団を相手にした民事訴訟費用の無利子貸付
- 民暴弁護士の紹介

《相談電話》 (076) 247－8930 相談無料・秘密厳守

《受付日時》 月～金 8：30～17：00

6 各種相談機関・窓口

(1) 警察における相談窓口

| 名称 | 電話番号 | 受付日時 | 内容 |
|--------------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 警察相談専用電話 | # 9110 (076)225-9110 | 24 時間 | 警察に対する相談・要望 |
| 性被害 110 番 | ハートさん # 8103 (0120)010-783 (076)225-0281 | 月～金 9:00～17:45 夜間休日は男性の当直警察官が対応 | 性犯罪被害等に関する相談 |
| ヤングテレホン | (0120)497-556 | 月～金 9:00～17:45 | 青少年に関する相談 |
| ポリスヘルプ ライン POLICE HELP LINE | (076)225-0555 | 月～金 9:00～17:00 | 外国人のための犯罪被害相談（英語・北京語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語） |
| 暴力 110 番 | (076)266-1100 | 24 時間 | 暴力団に関する相談、被害情報等 |

※ 「24 時間受付」以外の相談窓口については、祝日・年末年始は休み



《警察本部・警察署》

| 名 称 | 電話番号 |
|---------|----------------|
| 石川県警察本部 | (076) 225-0110 |
| 金 沢 中 署 | (076) 222-0110 |
| 金 沢 東 署 | (076) 253-0110 |
| 金 沢 西 署 | (076) 266-0110 |
| 大 圣 寺 署 | (0761) 72-0110 |
| 小 松 署 | (0761) 22-0110 |
| 能 美 署 | (0761) 57-0110 |
| 白 山 署 | (076) 216-0110 |
| 津 幡 署 | (076) 289-0110 |
| 羽 昨 署 | (0767) 22-0110 |
| 七 尾 署 | (0767) 53-0110 |
| 輪 島 署 | (0768) 22-0110 |
| 珠 洲 署 | (0768) 82-0110 |

- 各都道府県警察の相談窓口は、
警察庁犯罪被害者支援室ウェブサイト
<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>
をご参照ください。



(2) 警察以外の相談機関

《各種相談窓口》

特に記載がない場合の祝日・年末年始は休み

| 名称(設置機関) | 電話番号 | 受付日時 | 内容 |
|--|---|--|---|
| (公社)石川被害者 サポートセンター | (076) 226-7830 | 月～金 10:00～16:00 | 犯罪被害者等に対する支援 (P32 参照) |
| 検察庁被害者 ホットライン (金沢地方検察庁) | (TEL&FAX) (076) 221-3573 | 月～金 8:30～17:15 FAXは24時間 | 犯罪被害者等に対する支援 |
| DVホットライン (女性相談支援センター) | (076) 221-8740 | 月～金 9:00～21:00 土・日・祝 9:00～17:00 | 配偶者等からの暴力等 |
| 石川県女性相談支援 センター | # 8008 又は (076) 223-8655 | 月～金 8:30～17:15 *緊急対応の 場合、24時 間受付可能 | <ul style="list-style-type: none"> • 配偶者等からの暴力、女性の様々な問題に対する相談 • 情報提供(自立生活促進のための就業支援、住居確保、援護等に関する制度、保護命令制度、保護施設の利用等) • 被害者及びその同伴児童の一時保護 |
| いしかわ性暴力 被害者支援センター 「パープルサポート いしかわ」 | # 8891 又は (076) 223-8955 メール相談 もあり | 月～金 8:30～17:15 *緊急対応の 場合、24時 間受付可能 | 性暴力被害に関する <ul style="list-style-type: none"> • 相談 • 心理的支援(カウンセリング) • 支援のコーディネーター(関係機関との連絡調整や警察、産婦人科、弁護士相談への付添い等) |

| | | | |
|---|-------------------|--|--|
| 女性なんでも相談室 (石川県女性センター) | (076) 231-7331 | 月～金 9:00～17:00 (受付) 9:00～12:30 13:00～16:30 | 女性の悩み |
| こころの相談ダイヤル (石川県こころの 健康センター) | (076) 237-2700 | 24 時間 | 心の健康相談 |
| 石川県消費生活 支援センター | (076) 255-2120 | 月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30 | 消費生活相談 |
| 母子父子寡婦相談 (（財）石川県母子寡婦 福祉連合会) | (076) 264-0503 | 日～金 (第3日祝除く) 9:00～16:00 | ひとり親家庭支援の相談 |
| 金沢地方法務局・石川県 人権擁護委員連合会 (ナビダイヤル) | (0570) 003-110 | 月～金 8:30～17:15 | 人権に関する相談 |
| 女性の人権ホットライン (ナビダイヤル) | (0570) 070-810 | | |
| 子どもの人権 110 番 (フリーダイヤル) | (0120) 007-110 | | |
| 石川県庁相談コーナー 交通事故相談 (石川県生活安全課) | (076) 225-1690 | 月～金 9:00～17:00 弁護士相談 (要予約) 偶数月第3火 13:00～15:00 | 交通事故 弁護士相談は予め日が 決められていますので、 詳細は電話でお問い合わせください。 |
| 奥能登行政センター 交通事故相談 (石川県生活安全課) (のと里山空港ターミナル内) | | 弁護士相談 (要予約) 月～金 13:00～15:00 | 事前予約により相談窓口 を開設 |

| | | | |
|-----------------------------|---|---|---|
| 金沢こころの電話 ((公社) 金沢こころの電話) | (076) 222-7556 | 月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 祝・月～水 9:00～21:00 祝・木～土 9:00～23:00 | 青少年から高齢者までの悩み |
| 悲しみ110番 (悲しみ110番ネットワーク) | (076) 233-0110 | 月・水・金 18:00～20:00 | 死別・喪失の悩み |
| (公財) 石川県国際交流協会 | 予約電話 (076) 262-5932 FAX (076) 222-5932 | 予約受付 月～金 9:15～17:15 | 外国人のための生活相談 (英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語・ベトナム語・インドネシア語のほか、翻訳機を介して31言語に対応) |
| 行政書士無料相談 (要予約) | | 第1・4木 13:00～14:00 | 外国人のための法律相談 (英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語・インドネシア語・ベトナム語) ・一人30分 |
| 弁護士無料相談 (要予約) | | 第3木 13:00～14:00 | |
| トリオフォン | (076) 222-5950 | 月～金 9:15～17:15 | 通訳を介して3者で相談可能 通話料(2回線分)は相談者負担(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語) |
| 石川労働局総合労働相談コーナー | (076) 265-4432 | 月～金 9:30～12:00 13:00～17:00 | 労働者と事業主間のトラブル未然防止、労使による解決を目的とし、次のことを行います。 ・情報提供、相談 ・労働局長による助言、指導 ・紛争調整委員会によるあっせん |

《県・市・町の被害者支援窓口》

| 県市町名 | 担当課 | 電話番号 |
|-------|---------------|---------------|
| 石川県 | 生活安全課 | (076)225-1387 |
| 金沢市 | ダイバーシティ人権政策課 | (076)220-2095 |
| 七尾市 | 総務課 | (0767)53-1111 |
| 小松市 | くらしあんしん相談センター | (0761)24-8070 |
| 輪島市 | 防災対策課 | (0768)23-1157 |
| 珠洲市 | 総務課危機管理室 | (0768)82-7725 |
| 加賀市 | 危機対策課 | (0761)72-7890 |
| 羽咋市 | 環境安全課 | (0767)22-7137 |
| かほく市 | 防災環境対策課 | (076)283-7124 |
| 白山市 | 地域安全課 | (076)274-9537 |
| 能美市 | 生活環境課 | (0761)58-2217 |
| 野々市市 | 総務課 | (076)227-6051 |
| 川北町 | 総務課 | (076)277-1111 |
| 津幡町 | 総務課 | (076)288-2120 |
| 内灘町 | 総務課 | (076)286-6720 |
| 志賀町 | 環境安全課 | (0767)32-9321 |
| 宝達志水町 | 環境安全課 | (0767)29-8140 |
| 中能登町 | 総務課 | (0767)74-1234 |
| 穴水町 | 管理課危機対策室 | (0768)52-3770 |
| 能登町 | 総務課危機管理室 | (0768)62-8533 |

メモ

~あなたへの連絡担当者 ~~~~~

石川県 _____ 警察署 _____ 課 氏名 _____

電話 _____ (内線 _____)

問合せ等がありましたら、こちらまでご連絡ください。

×モ



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」